

今、新公益社団法人への移行を含めた新しい時代の学会への変革が社会的に要請されています。その一環として、学会の事業と活動において公正な公益性を確保するための**倫理綱領・行動規範**が不可欠です。2008年2月の第47回総会での承認と制定を目指しています。本日以降、その案文をご提示し、広く会員のみなさんのご意見を反映してまいりたいと思います。ご意見を、SICE事務局(E-mail: office_riji@sice.or.jp / FAX: 03-3814-4669)までお寄せ下さい

2007年9月19日 SICE 倫理綱領・行動規範策定委員会

社団法人 計測自動制御学会 倫理綱領・行動規範(案)

【倫理綱領】

社団法人計測自動制御学会会員(以下会員)は、真理の探究と未踏分野の開拓によって科学と技術の革新を生み、社会と人の活動を支え、人類の幸福と社会の発展に貢献出来ることを誇りとする。会員は、社会に対する役割と責任の大きなことを深く認識し、名誉と尊厳を抱いて誠実に行動し、自己の専門的能力、技芸および人格を磨き上げるとともに、人類の安全、健康と福祉の向上、人類と自然環境との共生社会の実現にむけて尽力する。このために正直で偏らないように努め、法令を遵守し良心に従い行動する。社団法人計測自動制御学会も、その社会的役割を自覚し、公益性を優先する立場で、会員の支援を通じて使命を遂行する。これらの目標を達成するため、行動規範をここに定め、専門家としての威信と社会的信頼感を高めるように精励努力する。

【行動規範】

1.(責任) 会員は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献する。技術が危険性を誘起する場合には安全確保第一に徹し、情報公開の原則のもと、社会的安心感の醸成に努める。

2.(行動) 会員は、科学技術の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、会員コミュニティ、特に自らの専門領域における会員相互の評価に積極的に参加する。また、会員は、自己の能力を認識し、その行為が社会に危害を及ぼすことがないようにする。

3(自己の研鑽) 会員は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

4(説明と公開) 会員は、自らの学会活動に関与する研究の意義と役割を可能な範囲で公開し、積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

5(研究活動) 会員は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

6(研究環境の整備) 会員は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、会員コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

7(法令の遵守) 会員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

8(研究対象などへの配慮) 会員は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

9(他者との関係) 会員は、他者の成果を正当に評価すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の名誉や知的財産権を尊重する。

10(差別の排除) 会員は、学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

11(利益相反) 会員は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

社団法人 計測自動制御学会 倫理委員会に関する規程(案)

(設置)

第 1 条 計測自動制御学会(以下 学会)が定める「倫理綱領・行動規範」に沿った学会活動を通じて、学会が社会の信頼と期待を負託された技術者集団として発展するため、理事会の管下に「計測自動制御学会 倫理委員会」(以下 委員会)を設置する。

(委員会の目的)

第 2 条 委員会は、学会が定める「倫理綱領・行動規範」を評価し、継続的な改善・自己点検を行い、周知・啓発により「倫理綱領・行動規範」が会員の理解と支持を得ること、および、会員の「倫理綱領・行動規範」遵守のために必要な運用活動を行うことを目的とする。

(構成)

第 3 条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。任期は原則として 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

1. 委員長 1 名
2. 幹事 2 名以内
3. 委員 会員中より 15 名以内(論文集委員会、会誌編集委員会、産業論文委員会、英文論文集委員会、事業委員会、会員・広報委員会からのメンバーを含む)
4. 事務局長

(任務)

第 4 条 委員会は以下のことを行う。

1. 「倫理綱領・行動規範」を評価し、継続的な改善・点検を行う。
2. 「倫理綱領・行動規範」を会員への周知(公表)する。
3. 「倫理綱領・行動規範」に関する教育・研修・啓発を行う。
4. 「倫理綱領・行動規範」に反する行為と考えられる事例を収集・整理する。
5. 「倫理綱領・行動規範」に反する行為に関する対応措置制度の点検・改善案の立案、並びに具体的な対応措置の実施を行う。
6. その他「倫理綱領・行動規範」遵守のための活動を行う。

(権限・運用)

第 5 条 委員会は、会員の学会活動を通して発生した「倫理綱領・行動規範」に関わる特定の事項について委員会内に「倫理予備委員会(時限)」を発足させ調査・報告を要請することができる。また、必要に応じて他の組織に調査・報告・支援を要請することができる。

2. 委員会は、必要と求めた場合には、委員以外の者の出席を求めてその意見を聞くことができる。
3. この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会において定める。

(機密の保持)

第6条 委員は、その活動で知り得た情報を、他に漏らしてはならない。また、それらの情報を個人的な目的のために使用してはならない。

第7条 本規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

付則

1. この規程は 2008 年 2 月 21 日から施行するものとする。

以上

社団法人 計測自動制御学会 会員の不正行為の調査・審理に関する細則(案)

(総則)

第1条 会員の学会活動に関する不正行為の調査・審理については、定款、委員会規程、委員会規程内規等に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(目的など)

第2条 この細則は、会員に「倫理綱領・行動規範」に違反する不正行為の疑いが生じた場合の取り扱いについて定める。会長、倫理委員会委員長が、当事者（申し立て者、被申し立て者など関係が生じている者）となった場合には、次の職責の者（副会長など）が代行する。

(倫理予備委員会（時限）)

第3条 会員の行為が「倫理綱領・行動規範」に違反するのではないかと申し立てがあった場合、倫理委員会は当該申し立てを会長宛の文書として受付ける。倫理委員会委員長は、委員会内に倫理予備委員会（時限）（以下「予備委員会」という）を設置する（倫理委員会に関する規定第5条に基づく）。

2. 予備委員会は関係資料を調査し、必要に応じて関係者の意見を聴取する。

3. 予備委員会はその行為が「倫理綱領・行動規範」の違反に相当するか否か、申し立てを正式の調査・審理に進めるべき根拠があるか否かを、申し立てから20日以内に判定し、倫理委員会委員長を経て、会長に報告する。

4. 予備委員会が正式の調査・審理の必要の有無を判断した場合、会長は報告を受けて速やかにその決定を申し立て者に通知する。

(倫理審理委員会（時限）)

第4条 第3条第4項により正式の調査・審理が必要であると予備委員会が判断した場合には、会長は倫理審理委員会（時限）（以下「委員会」という）を設置する。

2. 委員会は委員長および委員5名以内で構成する。委員長は倫理委員会の推薦に基づいて会長が指名し、委員は会長と委員長が相談のうえ決定する。また、委員は非会員であってもよい。委員長および委員は会長が委嘱する。

3. 委員会の委員長および委員の任期は、当該の申し立てに関する処置が終了するまでの期間とする。

4. 委員会は、関係資料の提出請求・調査を行い、また申し立て者、被申し立て者、および参考人から事情聴取を行うことができる。

5. 被申し立て者は、委員会に意見を述べることができる。

6. 委員会はこれらに基づき「倫理綱領・行動規範」への違反の有無、責任の所在、その重大さ等について判定し、その結果を会長に報告し、必要があれば処分について勧告する。会長への報告は委員会発足から30日以内に行うものとする。

7. 会長はこの報告に基づいた決定を申し立て者および被申し立て者に文章で速やかに通知する。

(異議申し立て・倫理再審理委員会(時限))

第5条 被申し立て者は、決定に対する異議を文書で理由を付し会長に申し出ることができる。ただし、異議申し立ては通知後30日以内とする。

2. 異議申し立てがあった場合、会長は必要に応じて倫理再審理委員会(時限)(以下「再委員会」という)を設置する。また、再審理が開始したことを、申し立て者、被申し立て者に通知する。

3. 再委員会は委員長および委員5名以内で構成する。委員長および委員は会長が直接指名し、会長が委嘱する。委員は非会員であってもよい。

4. 再委員会の委員長および委員の任期は、当該の申し立てに関する処置が終了するまでの期間とする。

5. 再委員会は、関係資料の提出請求・調査を行い、また申し立て者、被申し立て者、および参考人から事情聴取を行う。

6. 被申し立て者は、再委員会に意見を述べることができる。

7. 再委員会はこれらに基づき「倫理綱領・行動規範」への違反の有無、責任の所在、その重大さ等について判定し、その結果を会長に報告し、必要があれば処分について勧告する。会長への報告は再委員会発足から30日以内に行うものとする。

8. 会長はこの報告に基づいた最終決定を申し立て者および被申し立て者に文章で速やかに通知する。

(処分)

第6条 処分の種類は、文書による警告、会員資格(論文誌などへの投稿、主催・共催学会での発表)の一時停止、除名(定款第16条に基づく)、その他とする。

(被申し立て者および申し立て者)

第7条 調査・審理・再審理の結果、被申し立て者に不正行為が存在しなかったことが確認された場合には、被申し立て者の研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をする。

2. 不正行為に関する申し立て者及び調査協力者に対しては、申し立てや状況提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行う。

3. 悪意により虚偽の申し立てを行った者については、「倫理綱領・行動規範」に照らして必要な措置を講ずる。

(守秘義務)

第8条 予備調査、審理、および再審理に関わった者は、その活動で知り得た情報を、他に漏らしてはならない。また、それらの情報を個人的な目的のために使用してはならない。

(審理の結果の公開)

第9条 会長は、審理、再審理の結果を適切な形で公開する。

第10条 本細則の改廃は、理事会の議を経るものとする。

付則

1. この細則は2008年2月21日から施行するものとする。

以上

③倫理審理委員会（時限）

④倫理再審理委員会（時限）

2007年度SICE組織図

会長：舘 暲
副会長：高橋亮一
副会長：久間和生

監事：水野直樹
小島史男
河野克己

総 会

評 議 員

理 事 会

部 門

部門協議会

黒江康明
飯野 穰
大島 明

計測部門 馬場 充

制御部門 高木康夫

システム・情報部門 貝原俊也

システムインテグレーション部門 菅野重樹

産業応用部門 高津春雄

先端融合部門 井上 昭

支 部

支部協議会

呉 景龍
中山万希志
M. J. Tahk

北海道支部 和田充雄

東北支部 早瀬敏幸

中部支部 井口敦雄

北陸支部 神谷好承

関西支部 榎木哲夫

中国支部 佐伯正美

四国支部 田淵敏明

九州支部 信太克規

委 員 会

論文集委員会 萩原朋道
黒谷憲一

会誌編集委員会 相吉英太郎
鈴木 剛

出版委員会 武藤康彦

産業論文委員会 森 芳立

英文論文集委員会 藤崎泰正

事業委員会 大日方五郎
(兼)神徳徹雄

国際委員会 久野義徳
田所 諭

SICE
プロセス塾委員会 永島 晃

①倫理委員会

②倫理予備委員会（時限）

<タスクフォース委員会>

教育・認定委員会 寺嶋一彦

学会連合推進委員会 神徳徹雄

会員・広報委員会 田川泰敬

IT・学会モデル委員会 倉橋節也

将来ビジョン 筒井宏明

企画委員会 (兼)久間和生

倫理綱領・行動規範
策定委員会 (兼)久間和生

学会賞委員会 (兼)高橋亮一

総務委員会
(総務) 大谷哲也
三平満司

(財務) 山下善之
宇佐美照夫